

一般社団法人日本口腔衛生学会 ホームページへの声明・提言等掲載に関する内規

1. 一般社団法人日本口腔衛生学会（以下、本学会）は、定款第3条に定める「国民の健康と福祉の増進に寄与すること」を達成するため、声明、提言等を本学会ホームページに掲載する。
2. 本学会ホームページにおける声明、提言等の種類は以下とする。
 - 1) 声明
本学会の目的を遂行するために特に必要と考える事項について、意思等を発表するもの。
 - 2) 提言
本学会が実現を望む意見等を発表するもの。
 - 3) 意見・回答
本学会の検討を要する事柄についての学会からの意見ならびに本学会外部からの依頼や問かけ等に対する学会からの回答。
3. 本学会ホームページにおける声明、提言、意見・回答の掲載の手順は以下とする。
 - 1) 上記2. 1) 声明については、本学会理事会、または各種委員会にて発議し、理事会、および社員総会において検討する。本学会ホームページへの掲載には理事会、および社員総会の承認を要する。
 - 2) 上記2. 2) 提言、および3) 意見・回答、については、本学会理事会、または各種委員会にて発議し、理事会において検討する。本学会ホームページへの掲載には理事会の承認を要する。但し、緊急の対応を必要とすると認められた場合、理事長、副理事長の判断により掲載を実施し、直近の理事会で承認を得る方法に拠ることもできる。
 - 3) 上記1)、2) における検討の結果、修正の必要、掲載の不承認等と判断された場合には、発議した委員会にその旨を報告する。発議した委員会は報告を受けて、修正等の検討を行い、改めて発議することができる。
4. 本学会ホームページにおける声明、提言、意見・回答への各種要望の対応に関する手順は以下とする。
 - 1) 上記2. 1) 声明については、本学会理事会、および社員総会にて対応を検討し、理事会、および社員総会の承認を得て実施する。但し、緊急の対応を必要とすると認められた場合、理事長、副理事長の判断により対応を実施し、直近の理事会、社員総会で承認を得る方法に拠ることもできる。
 - 2) 上記2. 2) 提言、および3) 意見・回答、については、本学会理事会にて対応を

検討し、理事会の承認を得て実施する。但し、緊急の対応を必要とすると認められた場合、理事長、副理事長の判断により対応を実施し、直近の理事会で承認を得る方法に拠ることもできる。

3) 上記1)、2)につき、本学会ホームページにおける声明、提言、意見・回答は、上記3. の手順を経て掲載されていることを考慮して慎重に検討、対応する。

5. 本学会ホームページにおける声明、提言、意見・回答は掲載日から6年毎を目途に掲載方法につき検討する。検討、実施の手順は以下とする。

1) 上記2. 1) 声明については、本学会理事会、および社員総会にて対応を検討し、理事会、および社員総会の承認を得て実施する。

2) 上記2. 2) 提言、および3) 意見・回答については、本学会理事会にて対応を検討し、理事会の承認を得て実施する。但し、緊急の対応を必要とすると認められた場合、理事長、副理事長の判断により対応を実施し、直近の理事会で承認を得る方法に拠ることもできる。

6. 上記2. 1) 声明、2) 提言、および3) 意見・回答につき、掲載終了の場合は、本学会ホームページに設けられた所定のページへ、過去に掲載があった事実として掲載する。

7. 本内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1. 本内規は、2019年5月22日から施行する。